

令和元年分

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済(老齢厚生)年金等を受給されている方へ

令和元年中に当会年金部がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和元年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます。)を、**令和2年1月14日(火)から20日(月)にかけて圧着式の「はがき」で順次発送します。**

※源泉徴収票がお手元に届くまで10日程度お待ちください。

この源泉徴収票は、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和元年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

支払を受ける者	住所 又は 居所	102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇	(受給者番号) 1234*****	
	フリガナ 氏名	年金 太郎	生年月日	明治 大正 昭和 平成 23年 12月 5日
区 分		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号適用分		千円 円	千円 円	
所得税法第203条の3第2号適用分		1 886千円 757円	22千円 806円	
所得税法第203条の3第3号適用分		千円 円	千円 円	
所得税法第203条の3第4号適用分		千円 円	千円 円	
本人 特別障害者 その他の障害者 特別寡婦 寡婦寡夫	源泉控除対象配偶者 有 無	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他	16歳未満の扶養親族の数 特定 その他	非居住者である親族の数
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族
フリガナ 氏名	ネンキン ハナコ	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
(摘要)		2		2
支 払 者	法人番号	2010005002559		
	所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎		
	名称	国家公務員共済組合連合会 印		

●源泉徴収票の区分について

法第203条の3第1号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方	法第203条の3第2号または第3号に該当しない方
法第203条の3第2号適用分		退職共済年金と老齢(障害)基礎年金の両方を受給されている方
法第203条の3第3号適用分		退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方
法第203条の3第4号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出されていない方、または提出を要しない方	

年金から「個人住民税」が特別徴収されている方へ

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載していません。